

選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、生涯学習センターとする）の役員（理事、監事）候補者の選出に関する事項を定めたものである。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 役員候補者選挙の企画・選挙を行うための選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は5名以内の選挙管理委員により構成し、選挙管理委員は公益社団法人大阪府理学療法士会（以下「府士会」という。）の選挙管理委員がこれを兼任する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙管理委員長を1名置き、府士会の選挙管理委員長がこれを兼任する。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統括する。

(職務)

第3条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会の承認を得たのち、代議員あてにその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補一覧、選挙方法について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第4条 選挙管理委員会は選挙すべき役員候補者の定員を告示し、立候補を受けつけ、以下を参考に日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締切日から7週（49日）以前の日とする。
- (2) 立候補受付開始日は、投票締切日から6週（42日）以前の日とする。
- (3) 立候補受付締切日は、投票締切日から5週（35日）以前の日正午とする。

(4) 投票受付開始日および投票に要する情報の発送日は、投票締切日から2週（14日以前の日とする）。

(5) 投票締切りは、投票締切日の正午とする。

(選挙人)

第5条 役員候補者の選出に関する選挙（以下、「役員候補者選挙」という。）の選挙人は、役員候補者選挙の告示日の時点における代議員とする。

2 選挙人名簿は、選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第6条 役員候補者選挙の被選挙人は、当該選挙の告示日の時点において会員として登録されている者とする。

2 立候補の届出は、選挙実施要綱にて定めた様式に従わなければならない。

第4章 役員候補者選挙

(定義)

第7条 この規程にいう役員とは、生涯学習センター定款22条、24条に定めるものをいう。

(投票方法)

第8条 理事及び監事の役員候補者の選挙は、電子投票により行う。

2 投票の方法について必要な事項は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

(理事候補者・監事候補者選出の方法)

第9条 理事及び監事候補者の選出は、以下の各号による。

(1) 代議員による役員候補者選出投票を行い、当選者を役員候補者として総会に付議する。

(2) 理事の候補者選出投票は定数連記方式（2票）、監事の候補者選出投票は単記方式（1票）とする。

(3) それぞれの立候補者が定数又は定数に満たない場合は、無投票当選とし、代議員による役員候補者選出投票を実施しない。

(4) 立候補者がそれぞれ定数に満たない場合は、理事会において理事及び監事候補者を推薦する。

(5) この他、選出について必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

第10条 当選者が当選の日から任期期間中の間の死亡、退会、もしくは正当な事由で辞任、または辞退のときには、当該選挙における次点（補欠順位1位）及び次々点（補欠順位2位）の得票者を繰り上げ当選とする。

2 次点者、次々点者がいない場合は、理事会において理事及び監事候補者を推薦する。

第5章 開票・当選証書

(立会人)

第11条 開票に際しては、立会人3名を置かなければならない。

2 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第12条 選挙結果については、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(当選証書の発行)

第13条 選挙管理委員長は、速やかに当選証書を発行する。

第6章 雑則

(選挙広報・選挙活動)

第14条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補趣旨、経歴等の広報について、生涯学習センターのホームページ、文書等により行う。

2 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行ってはならない。

3 選挙活動について必要な事項は、選挙管理委員会が別にこれを定める。

(選挙違反)

第15条 選挙管理委員会は、前条第2項3項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者又は候補者全員に対して下記の処分を行う。

(1) 厳重注意

(2) 戒告

(3) 選挙権・被選挙権取消し

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(附 則) 本規程は、令和2年10月30日から施行する。

本規程は、令和6年4月10日から施行する。